

令和4年第4回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

新市建設計画の変更について	・・・・・・・・	1
新市建設計画の変更について [資料編]	・・・・・・・・	別冊

所管委員会	総務常任委員会
提出課	企画政策課

新市建設計画の変更について

1 新市建設計画の概要

- 新市建設計画は、平成16年7月に、上越市と13町村との合併に当たり、合併後の上越市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定した。
- 上越市の建設の基本方針と、それを実現するための施策及び財政計画を中心に構成する。
- 新市建設計画に位置付けられた事業に限り、合併特例債を活用することができる。

2 計画変更の背景

- 新市建設計画の計画期間は、当初、平成17年度から平成26年度までの10年間であったが、平成25年3月及び平成27年12月に計画期間を変更する改定を行い、現計画期間は令和4年度までとなっている。
- 平成30年4月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の改正により、合併特例債の発行期限が令和11年度まで延長されたため、新市建設計画の計画期間を令和11年度まで延長し、市民生活に不可欠な各種事業を的確に実施する。
- 財源の裏付けとして記載している財政計画は、現在、令和5年度を初年度とする8年間の第3次財政計画を策定中である。
- 合併特例債発行可能残高：7,554,800千円（R4予算編成後）

3 変更内容

資料1

資料2

- 計画期間の変更
 - ・ 計画に登載した事業で、令和5年度以降に合併特例債の活用が見込まれるものがあることから、合併特例債の発行期限に合わせ、計画期間の終期を令和4年度から**令和11年度まで7年間延長**する。
- 統計データの更新（一部）
 - ・ 延長後の計画期間を含む、**人口の将来見通しに関するデータを最新の数値に更新**する。
- 財政計画の更新
 - ・ 「財政計画」を**第3次財政計画に合わせて更新**する。

4 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)地域協議会への諮問	→							
(2)所管事務調査		→						
(3)パブリックコメント				→				
(4)県との事前協議					→			
(5)県との本協議						→		
(6)議案提出、議決							→	